

前回までの指摘事項について
(条例で風力発電所を対象とした事例における鳥類の種類について)

1 . 地域特有の鳥類を条例で規定している事例

環境影響評価条例において、風力発電施設を対象にしている地方公共団体は 7 団体あるが、いずれも予測評価の対象として地域特有の鳥類を条例で規定している自治体はない。

2 . 条例で風力発電施設を対象とした事例

これまで環境影響評価条例に基づき実施された事例のうち、環境影響評価手続が終了した 6 事例を対象に調査を行ったところ、全 6 事例において、バードストライクの評価対象とされた鳥類は 5 9 種類あり、そのうち 2 6 種類が渡り鳥であった (異なる事例で対象とされた同種の場合は別個にカウントしている。)。また、全 6 事例のうち、渡り鳥を対象に評価した事例は 5 事例あった。

3 . バードストライク対策の内容

評価書に記述されている対策としては、全 6 事例中、鳥が衝突しないよう構内ケーブルを地中に埋設する事例が最も多く 4 事例あり、次いで視認性を高めるため航空障害標識の設置又は風車ブレード先端部を着色する事例が 3 事例あった。その他、クマタカの高利用域に該当するため、風車の設置位置を変更又は設置をとりやめる事例や、夜間照明は行わないなどの措置を講じる事例があった。

4 . ポイント

条例で風力発電施設を対象にしている 7 つの地方公共団体は、いずれも予測評価の対象として地域特有の鳥類を条例で規定していない。

条例に基づき環境影響評価手続が終了した全 6 事例において、バードストライク対策の評価対象とされている鳥類は 5 9 種類あり、そのうち 2 6 種類が渡り鳥であった。

6 事例のうち、渡り鳥を対象に評価した事例は 5 事例あった。

表1 バードストライク対策の評価対象とされた鳥類

	種 類	留鳥又は渡り鳥		種 類	留鳥又は渡り鳥
A事業	ハチクマ サンショウクイ クログミ オオヨシキリ サンコウチュウ ノジコ	渡り鳥	D事業	ハチクマ クマタカ オオタカ ハイタカ イヌワシ フクロウ	渡り鳥 留鳥
	ノスリ ヒバリ オオタカ ハイタカ オオコノハズク	留鳥		E事業	クマタカ
B事業	オオジシギ ホオアカ ハイイロチュウヒ	渡り鳥	F事業	サシバ ハチクマ オオタカ ツミ チュウヒ チゴハヤブサ	渡り鳥
	ノスリ ヒバリ チョウゲンボウ	留鳥		ハヤブサ ミサゴ ハイタカ ノスリ チョウゲンボウ	留鳥
C事業	ハチクマ サシバ サンショウクイ クログミ コサメビタキ オオヨシキリ サンコウチュウ ノジコ コチョウゲンボウ ケリ	渡り鳥			
	クマタカ ミサゴ オオタカ ハイタカ ノスリ イヌワシ ハイイロチュウヒ ハヤブサ アカモズ ヒバリ アオバト オオアカゲラ ツミ チョウゲンボウ	留鳥			